

鳥取県・岡山県共同アンテナショップ岡山県商品選定要領

平成26年6月2日
平成28年4月1日一部改定
岡山県産業労働部
マーケティング推進室

1 趣旨

岡山県が鳥取県と共同で東京都港区新橋に設置する「鳥取県・岡山県共同アンテナショップ」の物販店舗（以下「物販店舗」という。）において取り扱う岡山県商品の選定方法について、次のとおり定める。

なお、別途定める「鳥取県・岡山県共同アンテナショップにおける岡山県商品取扱基準」を満たさない商品は、本要領による選定の対象外とする。

2 手順等

(1) 申込み

物販店舗での商品の取扱いを希望する者（以下「出品希望者」という。）は、インターネットを利用し、岡山県県産品情報管理システム（以下「システム」という。）から「岡山県アンテナショップ商品エントリーシート」（別紙様式、以下「エントリーシート」という。）を提出すること。なお、インターネットを利用することが困難な場合においては、持参又は郵送により提出することができるものとする。

※岡山県県産品情報管理システムURL <https://kensanpin.secure.force.com>

※持参又は郵送の場合の提出先

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4-6

岡山県産業労働部産業企画課マーケティング推進室

(2) 申込受付期間

随時受付

(3) 取扱商品の提案

岡山県においてシステムにより提出されたエントリーシートの内容の確認を行い、「鳥取県・岡山県共同アンテナショップにおける岡山県商品取扱基準」を満たすと認められた商品について、鳥取県・岡山県共同アンテナショップ物販店舗運営事業者（以下「運営事業者」という。）へ、システムにより物販店舗での取扱商品として提案する。

(4) 取扱商品の選定

① 運営事業者は、上記（3）において提案を受けた商品の中から、適宜取扱商品を選定する。

- ② 仕入れ方法や取引条件、取扱時期などの諸条件については、運営事業者と出品希望者の協議により決定する。

(5) 選定状況の報告

運営事業者は、商品の取扱いを開始又は終了したときは、システムにより遅滞なく岡山県へ報告すること。

3 選定にあたっての考え方

取扱商品の選定にあたって、運営事業者は次の各項目について配慮するものとする。

- ① 岡山県のイメージアップ及び知名度向上に寄与するものであるか。
- ② 物販店舗において取り扱うことにより、売上拡大や販路開拓が期待できるか。
- ③ 物販店舗において首都圏の消費者やバイヤーの評価を受けることにより、国内外の市場で通用する商品にレベルアップしていく見込みがあるか。

4 その他

(1) 出品者の取組

取扱商品の出品者は、システムにより提供する顧客や運営事業者の意見及び販売実績などから得られる各種データ等を基に、商品改良や販路開拓に積極的に取り組むものとする。

(2) 個人情報の保護

出品者により提供された情報については、物販店舗での取扱商品の選定に利用するほか、あらかじめ出品希望者の承諾を得た上で、県等が行う販路開拓事業に使用することがあるが、それ以外の目的では使用しないものとする。

(3) その他協議事項

本要領に定めていない項目については、県が岡山県アンテナショップ協議会又は運営事業者と協議のうえ、決定するものとする。